

デマンドバスの乗継料金を廃止でさらに使いやすく！運行方法が一部変わります

平成23年11月15日より運行開始したデマンドバス「おでかけ号」も、2年4か月を経過し、多くの皆様に市民の足としてご利用いただいています。

市民の皆様にもっと利用していただきたく、また、市内どこへでも同一料金で行けるように、4月1日より乗継料金を廃止します。ただし、運行スケジュールの都合上、市内全域を直通運行することは困難なため、エリアを超えてのご利用の際は、乗り継いでのご利用をお願いします。

また、保健福祉センター「ゆうゆう館」については、乗継施設である国分寺庁舎に極めて近いことから、4月1日より、石橋地区及び南河内地区から直通運

行を実施しますので、リニューアルしたゆうゆう館のお風呂へお越しの際は、ぜひ、おでかけ号をご利用ください。今後、多くの皆様にご利用いただけるよう、デマンドバスの運行方法を見直していきます。



利用方法等の詳細につきましては、生活安全課にお問い合わせください。

問い合わせ先

生活安全課
☎(40)5555

高齢者の方にデマンドバス「おでかけ号利用券」を交付します

市では、電車・バス等の交通機関を利用することが困難な高齢者の方に対して、外出支援と社会参加の拡大を図るため、デマンドバス「おでかけ号利用券」を交付します。

利用対象者

- ・ 下野市おでかけ号利用登録者
- ・ 平成27年3月31日において満80歳以上となる方

交付枚数

利用者1人に対し利用券10枚を交付します。

※乗車1回につき利用券1枚を使用します。

有効期限

交付した日から平成27年3月31日まで。

申請場所

- ・ 高齢福祉課（きらら館）
- ・ 市民課国分寺窓口（国分寺庁舎1階）
- ・ 市民課石橋窓口（石橋庁舎1階）
- ・ 市民課南河内窓口（南河内1階）

図書館2階

申請方法

印鑑、下野市おでかけ号登録証、保険証をご持参ください。

※代理申請も可能です。その際は、代理者の印鑑もあわせて持参ください。

申請受付開始

5月1日から

利用券の交付

申請内容を審査した後、郵送にて交付します。

問い合わせ先

高齢福祉課 ☎(52)1115

道路に樹木が張り出していませんか？

敷地から道路上に樹木の枝が伸びて、車道や歩道を覆っている光景がよく見かけられます。

これら道路上に伸びた枝は、車の運転者や歩行者の視界をさえぎり、通行の妨げとなります。

また、倒木などによって、思わぬ事故を招き、地主が管理責任を問われる場合もあります。

伸びすぎた枝はせん定するなど、適正な管理をお願いいたします。

問い合わせ先

建設課 ☎(48)2113

